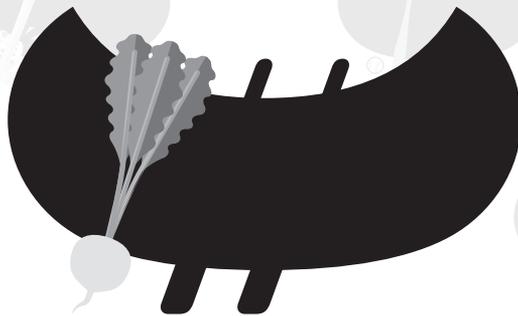


第16回
定時株主総会招集ご通知

株式会社カヤック

サンキューオモシロ

証券コード：3904



面白法人
カヤック

2021年3月25日(木曜日) 午後1時00分から

場所：建長寺 神奈川県鎌倉市山ノ内8

議案：● 剰余金の処分の件

● 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

● ストック・オプションとして新株予約権を
発行する件

(証券コード 3904)

2021年3月10日

株 主 各 位

神奈川県鎌倉市御成町11番8号

株式会社カヤック

代表取締役CEO 柳澤大輔

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午後1時00分
2. 場 所 神奈川県鎌倉市山ノ内8
建長寺
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kayac.com/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限された影響により、極めて厳しい状況で推移しました。また、2021年1月に再び緊急事態宣言が発令されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、2019年のスマートフォン保有率が前年比4.2%ポイント上昇の83.4%となり、モバイルでのインターネット環境は引き続き発展を続けております(出所：総務省「令和2年版情報通信白書」)。当社が注力するインターネット広告市場についても、2019年の市場規模は前年比14.8%増の1兆6,630億円となり、2020年は1兆8,459億円へ拡大することが見込まれております(出所：電通「2019 日本の広告費」)。また、国内オンラインゲームの市場規模は2019年に前年比4.9%増の1兆2,962億円となり、安定的に成長しております(出所：KADOKAWA「ファミ通ゲーム白書2020」)。

このような事業環境の中で、当社グループはより多くのユーザーに楽しんでいただけるよう良質なデジタルコンテンツを提供し続けております。その中でも、クライアントワーク、ゲーム、ゲームコミュニティ、ちいき資本主義の4つを主要サービスと位置づけ、相互にシナジーを図りながら事業を進めてまいりました。また、その他サービスとして、SNSブライダルプラットフォームなどの新規サービスの開発及び投資を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,749,191千円(前期比37.1%増)、営業利益は744,582千円(前期は営業損失535,390千円)、経常利益は740,754千円(前期は経常損失540,359千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は505,209千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失304,972千円)となりました。当社グループの事業セグメントは単一セグメントであります。サービス別の売上高の概況は次のとおりであります。

① クライアントワーク

新しい技術とアイデアに挑戦し、クライアントとその先にいるユーザーに新しい体験を提供することで、クライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。また、当社の企画力、技術力をもとにクライアントの新製品開発を支援する領域も拡大しております。スマートフォンの普及や新しい技術の出現を背景に、WEB領域にとどまらないリアルと連動した案件が増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、リアルイベントの開催中止・延期などが発生しております。この結果、クライアントワーク関連の売上高は、2,154,307千円（前期比2.5%増）となりました。

② ゲーム

「ぼくらの甲子園！ ポケット」、「キン肉マン マッスルショット」、ハイパーカジュアルゲーム、(株)カヤックアキバスタジオでの受託ゲーム開発が売上高の大部分を占めています。ハイパーカジュアルゲームの「Park Master」、「Noodle Master」、「Paint Dropper」、「Masking Print」の累計ダウンロード数は、2020年12月末時点で全世界合計1.41億件を超え、好調に推移しております。(株)カヤックアキバスタジオでの受託案件も拡大基調にあります。この結果、ゲーム関連の売上高は、4,212,753千円（前期比80.6%増）となりました。

③ ゲームコミュニティ

ゲームファンに向けた一連のコミュニティサービスを展開しています。ウェルプレイド(株)のeスポーツ事業、スマートフォンゲームに特化したコミュニティの「Lobi」、トーナメントプラットフォームの「Tonamel(トナメル)」が売上高の大部分を占めております。当連結会計年度におけるTonamelの大会開催数は前期比364%増の5,812件となり、大きく成長しました。この結果、ゲームコミュニティ関連の売上高は、1,409,354千円（前期比46.4%増）となりました。

④ ちいき資本主義

地方公共団体や地域企業に対して、まちづくりに関するコンテンツの開発とサービスの提供を行っております。移住プラットフォームサービスの「SMOUT」、通貨コミュニティサービスの「まちのコイン」、地域プロモーションの受託、鎌倉市内で展開するまちづくり事業などのサービスが売上高の大部分を占めております。2020年12月末時点で、SMOUTの累計登録ユーザー数は前期末比163%増の2.26万人となり、順調に拡大しております。この結果、ちいき資本主義関連

の売上高は、289,883千円（前期比125.5%増）となりました。

⑤ その他サービス

ブライダルプラットフォーム「プラコレWedding」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、上期に大きく業績が悪化したものの、下期にかけては緩やかな回復基調にあります。また、子会社で展開する不動産仲介サービスは、都心から郊外へ転出需要を取り込み、緩やかな回復傾向が継続しております。この結果、その他サービス関連の売上高は、682,891千円（前期比20.3%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は102,508千円であり、主なものは、新規サービスの開発に伴うソフトウェア関連の取得43,844千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金を目的として、長期借入金341,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コーポレートブランド価値の向上

当社は、創業以来「面白法人」としてのブランド化を進めてまいりました。これは、「つくる人を増やす」という経営理念や、「何をするかより誰とするか」や「サイコロ給」等のカヤックスタイルに代表されるように、新しい法人の価値観の共有と実践によるものであります。また、地域貢献の一環として鎌倉で社員食堂や保育園を展開する他、地域社会をインターネットで豊かにする取り組みも行っております。「面白法人」ブランドは、当社のこうしたユニークな取り組み等が各種マスメディアで取り上げられる機会が増加するとともに、認知度が徐々に高まりつつあると認識しております。

「面白法人」ブランドの価値向上は、優秀な人材の確保や当社グループの有するコンテンツの強化につながるため、当社グループがさらなる成長をするうえで重要であると考えております。優秀な人材の確保では、当社グルー

プの理念に共感していただいたうえでの採用応募が増えるため、採用力の強化につながります。また、当社グループの有するコンテンツの強化の観点では、当社グループの提供するサービスをまだ利用していない潜在的なユーザーへのマーケティングと既存ユーザーのロイヤリティの向上が可能と考えております。

今後とも「面白法人」らしい様々なサービスの提供と組織制度の構築・運用を実践するとともに、当社グループの活動をコーポレートサイトや各種メディア、書籍等で世の中に継続的に発信しつづけることで、「面白法人」としての当社の知名度を向上させ、コーポレートブランド価値の向上を図っていく方針です。また、「面白く働いているか」というNPS (Net Promoter Score) を重要な経営指標とすること等により「面白法人」としての組織の成長に努めてまいります。

② 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及が進み、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、スマートフォンに限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。社内で新技術に関する勉強会や新技術を用いたプロダクトの発表会を開催することで、新技術に触れる機会を創出するとともに、サービスへの新技術の積極的な活用を促し、新技術への対応を進めております。また、新技術へ対応すること、新たなサービスを生み出すこと等の「変化すること」を人事評価の項目に含めており、組織として、新しいことに常に挑戦する風土・文化の構築に努めるとともに、アイデア発想法の一つである「ブレインストーミング (ブレスト)」を定常的に会議に利用することで新しい技術及びアイデアを生み出しやすい環境の構築に努めております。

③ 環境に合わせたリソース配分の最適化

当社グループは、主要なサービスとして、「クライアントワーク」、「ゲーム」、「ゲームコミュニティ」及び「ちいき資本主義」と特性の異なる4つのサービスを展開しております。

広告キャンペーンの制作を中心としたクライアントワークは、企業の広告予算に影響を受けますが、インターネット関連の広告予算は年々増加してお

り、当社の追い風となっております。新型コロナウイルスの感染拡大によりリアルでのイベント施策は世界的に大幅な縮小を迫られておりますが、当社では、技術力を活かして、いち早くオンライン施策の提案に切り替えるなどの対応策を実施しております。最近では、Webコンテンツの作成から、企業の研究開発、アミューズメント施設でのイベントの企画、ブランド・マネジメントなどへも事業領域が拡大、安定的かつ継続的に収益を伸ばすことができいております。

「ゲーム」は、ヒットタイトルが生まれることで大きな利益を獲得することができる反面、市場環境の変化、技術の変化、競合企業の出現などに影響を受けやすい傾向があります。そのため、新規タイトルの開発は状況を的確に見極めて慎重な判断を下すとともに、リリースしたタイトルの収益性の向上に努める必要があります。最近では、子会社においてソーシャルゲームの受託開発が大きく拡大しており、グループ全体でのクリエイターのリソース最適化に取り組んでおります。

ゲームコンテンツに関連するコミュニティ形成や活性化を支援する「ゲームコミュニティ」では、急速に拡大するeスポーツ市場に向けたサービスの拡充に取り組んでおります。ゲーム大会の開催を簡単にする「Tonamel（トナメル）」では、ユーザー数の拡大に向け、機能強化に取り組んでおります。また、eスポーツ専門子会社を通じて、大会の企画・運営、タレントマネジメント等で実績を積み上げ、プレゼンスの向上に努めてまいります。

「ちいき資本主義」については、プラットフォーム事業である「まちのコイン」と「SMOUT」の導入自治体数の拡大に努めることに加え、コミュニティ再生やSDGs、移住促進や関係人口創出などの分野のサービス提供を通じて収益拡大を目指してまいります。

このように複数のサービスを運営する当社グループでは、クリエイターのリソース配分を最適化することで、ユーザーのニーズ及び市場環境の変化に適切に対応する必要があります。そのため、クリエイター比率が90%を超える組織とするとともに、クリエイターのリソースをサービスの垣根をなくして一元的に管理し、状況に応じて配分を変更するアサインシステムを構築しております。これにより急激な環境変化にスムーズに対応し、最適なリソース配分を実現できるよう努めてまいります。また、リソースの一元管理を行うことで、サービス間のノウハウの共有と経験の多様化も促します。

④ 健全性・安全性の維持

当社グループは、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、ユーザーに対してスマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティ「Lobi」等のWeb上でのコミュニケーションの場を提供しており、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化のため、専属の監視チームの設置、監視ツールを開発して、健全性維持に取り組んでおります。

⑤ 内部管理体制の充実

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期) (当連結会計年度)
売上高	6,087,044	5,816,868	6,382,218	8,749,191
経常利益又は経常損失 (△)	737,638	△347,334	△540,359	740,754
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	507,463	△253,839	△304,972	505,209
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	33.71	△16.82	△20.13	33.27
総資産額	5,148,576	5,323,456	5,682,737	7,024,473
純資産額	2,891,083	2,482,090	2,060,591	2,629,862
1株当たり 純資産額 (円)	186.28	157.77	131.04	159.78

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期) (当事業年度)
売上高	5,570,047	4,761,514	5,120,148	6,851,822
経常利益又は経常損失(△)	765,652	△238,871	△308,702	717,683
当期純利益又は当期純損失(△)	541,242	△177,917	△116,728	279,859
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	35.95	△11.79	△7.70	18.43
総資産額	5,136,263	5,345,729	5,772,532	5,730,690
純資産額	3,038,391	2,706,899	2,490,459	2,693,572
1株当たり 純資産額(円)	199.20	175.65	161.14	173.90

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)プラコレ	11,500千円	55.0%	ブライダル事業
(株)カヤックアキバスタジオ	81,500千円	100.0%	ゲーム事業
ウェルプレイド(株)	38,500千円	62.4%	eスポーツ事業
(株)SANKO	30,000千円	75.0%	広告制作事業
(株)RIZeST	10,000千円	100.0% (間接保有70.0%)	eスポーツ事業

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
デジタルコンテンツ事業	デジタルコンテンツを用いてユーザーに面白い体験を提供する事業

(8) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	神奈川県鎌倉市御成町11番8号

② 子会社

名称	所在地
(株)プラコレ	神奈川県鎌倉市御成町11番8号
(株)カヤックアキバスタジオ	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
ウェルプレイド(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番7号
(株)SANKO	東京都千代田区外神田四丁目5番4号
(株)RIZeST	東京都千代田区外神田四丁目5番4号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	435(63)名
前連結会計年度末比増減	4名減

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
280(21)名	37名減	32.6歳	4.6年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社横浜銀行	1,218,000
株式会社三井住友銀行	650,527
株式会社三菱UFJ銀行	369,002
株式会社みずほ銀行	258,343
株式会社日本政策金融公庫	238,280

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,201,636株 (自己株式164株を除く)
- (3) 株主数 5,938名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
柳澤 大輔	3,966,400	26.09
貝畑 政徳	3,420,000	22.50
久場 智喜	3,420,000	22.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	524,300	3.45
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	194,000	1.28
福山 司	75,100	0.49
山田 智則	70,000	0.46
上田八木短資株式会社	63,500	0.42
JPモルガン証券株式会社	61,100	0.40
クレディ・スイス証券株式会社	56,400	0.37

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年12月31日現在)

名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議の日		2013年12月27日	2016年4月26日
新株予約権の数		11,100個	12,300個
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 11,100株 目的となる株式数 22,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 12,300株 目的となる株式数 24,600株 保有者数 4名
	社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
	取締役（監査等委員）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		22,200株 1個につき2株	24,600株 1個につき2株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		345円（注）4	854円（注）4
新株予約権の行使期間		2016年1月1日から 2023年12月24日まで	2017年1月1日から 2021年12月24日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）1	（注）2

名称		第4回新株予約権
発行決議の日		2017年11月14日
新株予約権の数		5,700個
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 5,700株 目的となる株式数 5,700株 保有者数 4名
	社外取締役（監査等委員を除く）	—
	取締役（監査等委員）	—
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		5,700株 1個につき1株
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1,448円
新株予約権の行使期間		2020年1月1日から 2024年12月24日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 3

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - イ. 2016年1月1日から2016年12月31日
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 2017年1月1日から2017年12月31日
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 2018年1月1日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 2017年1月1日から2017年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 2018年1月1日から2018年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ. 2019年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 2020年1月1日から2020年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 2021年1月1日から2021年12月31日

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ. 2022年1月1日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

- ④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 4. 2016年7月1日付で行った普通株式1株につき普通株式2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

名称	第5回新株予約権
発行決議の日	2020年12月11日
新株予約権の数	62,100個
交付人数 当社従業員 当社の子会社の役員 当社の子会社の従業員	94名 4名 4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式62,100株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	893円
新株予約権の行使期間	2023年1月1日から 2027年12月24日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③ 上記①及び②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記②及び③に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができ

る。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- イ. 2023年1月1日から2023年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 2024年1月1日から2024年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 2025年1月1日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ⑥ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑦ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	柳澤大輔	(株)テー・オー・ダブリュー 社外取締役 (株)プラコレ 取締役 クックパッド(株) 社外取締役 鎌倉R不動産(株) 取締役 ウェルプレイド(株) 取締役 INCLUSIVE(株) 社外取締役
代表取締役CTO	貝畑政徳	(株)カヤックアキバスタジオ 代表取締役
代表取締役CBO	久場智喜	(株)SANKO 取締役
取締役	藤川綱司	(株)鎌倉自宅葬儀社 代表取締役
取締役	森川徹治	(株)アバント 代表取締役社長 (株)ディーバ 代表取締役 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO
取締役	佐渡島庸平	(株)コルク 代表取締役社長 (株)マンバ 取締役 SMN(株) 社外取締役 tecture(株) 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	阿部由里	(株)プラコレ 監査役
取締役 (監査等委員)	北川徹	クックパッド(株) 社外取締役 (兼 監査委員長/指名委員) KOA(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員)	中村隆夫	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 (株)ピーエイ 社外取締役 バリューコマース(株) 社外取締役 (監査等委員) メディカル・データ・ビジョン(株) 社外取締役 (株)松屋 社外監査役

- (注) 1. 取締役 森川徹治氏、取締役 佐渡島庸平氏、取締役 (監査等委員) 北川徹氏及び取締役 (監査等委員) 中村隆夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 北川徹氏は、会社経営を含めた幅広い経験を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 中村隆夫氏は、会社経営の経験や弁護士の資格を有しており、経営及び法律に関する専門的知見を有しております。
4. 当社は、取締役 森川徹治氏、取締役 佐渡島庸平氏、取締役 (監査等委員) 北川徹氏及び取締役 (監査等委員) 中村隆夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	61,673千円 (8,280千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	12,240千円 (7,200千円)
合計 （うち社外役員）	9名 (4名)	73,913千円 (15,480千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第13回定時株主総会において、年額150,000千円（ただし、社外取締役分は年額30,000千円）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第13回定時株主総会において、年額30,000千円と決議いただいております。
3. 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役972千円）を含んでおります。
4. 役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額を限度として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役会の決議に基づいて一任された代表取締役が、各取締役の役割、貢献度、業績等の経営状況、経済情勢を考慮して各人の報酬等の額を決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議によって各人の報酬等の額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 森川徹治氏は、株式会社アバント、株式会社ディーバの代表取締役、DIVA CORPORATION OF AMERICAのCEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 佐渡島庸平氏は、株式会社コルクの代表取締役社長、株式会社マンバの取締役、SMN株式会社の社外取締役、tecture株式会社の取締役であります。当社と株式会社マンバ、SMN株式会社及びtecture株式会社と

の間には特別の関係はありません。当社は、株式会社コルクに出資しております。

取締役（監査等委員）北川徹氏は、フックパッド株式会社の社外取締役（兼 監査委員長／指名委員）、KOA株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）中村隆夫氏は、和田倉門法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ピーエイの社外取締役、バリューコマース株式会社の社外取締役（監査等委員）、メディカル・データ・ビジョン株式会社の社外取締役、株式会社松屋の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森川 徹治	当事業年度に開催された取締役会18回中18回出席し、主に上場企業経営者としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役	佐渡島 庸平	当事業年度に開催された取締役会18回中18回出席し、主に経営者として、またクリエイターとしての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	北川 徹	当事業年度に開催された取締役会18回中18回、監査等委員会13回中13回出席し、主に会社経営経験者としての専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	中村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会18回中17回、監査等委員会13回中12回出席し、主に弁護士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,390千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の額の合計額	28,390千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
- ② 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的を実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書取扱い主管部署は、当社の取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
 - ② 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、執行役員会議を開催します。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとし、
 - ② 内部監査室は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
 - ② 当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ② 監査等委員会への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・取締役会での報告、情報提供
 - ・各事業部長等のヒアリング時の報告、情報提供 等

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と必要に応じて意見交換を行います。
- ② 監査等委員会は、取締役会を始め、執行役員会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程等を役職員に周知いたしました。また、内部監査室は、当社の内部監査を実施するとともに、監査等委員会及び会計監査人と連携し、子会社の職務執行について報告を受けました。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,385,143	流 動 負 債	2,661,689
現金及び預金	2,513,250	買掛金	388,978
受取手形及び売掛金	1,517,539	短期借入金	103,000
仕掛品	163,347	1年内返済予定の長期借入金	963,644
その他	234,919	未払金	448,525
貸倒引当金	△43,912	未払費用	230,383
固 定 資 産	2,639,330	未払法人税等	172,852
有形固定資産	1,526,218	その他	354,305
建物及び構築物	978,649	固 定 負 債	1,732,922
工具、器具及び備品	314,427	長期借入金	1,704,857
その他	20,738	その他	28,064
減価償却累計額	△397,525	負 債 合 計	4,394,611
土地	609,928	純 資 産 の 部	
無形固定資産	596,857	株 主 資 本	2,440,572
のれん	389,771	資本金	523,967
その他	207,085	資本剰余金	470,308
投資その他の資産	516,253	利益剰余金	1,446,505
投資有価証券	147,096	自己株式	△208
繰延税金資産	229,611	その他の包括利益累計額	△11,607
その他	193,217	その他有価証券評価差額金	△11,607
貸倒引当金	△53,671	新 株 予 約 権	50,035
資 産 合 計	7,024,473	非 支 配 株 主 持 分	150,861
		純 資 産 合 計	2,629,862
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,024,473

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,749,191
売上原価		4,790,258
売上総利益		3,958,933
販売費及び一般管理費		3,214,350
営業利益		744,582
営業外収益		
受取利息	526	
受取配当金	254	
助成金収入	26,640	
投資有価証券売却益	2,100	
新株予約権戻入益	3,284	
持分変動利益	4,814	
その他	2,955	40,576
営業外費用		
支払利息	6,586	
持分法による投資損失	5,326	
為替差損	28,077	
その他	4,413	44,404
経常利益		740,754
特別利益		
固定資産売却益	63,868	63,868
特別損失		
投資有価証券評価損	69,648	
減損損失	19,196	88,844
税金等調整前当期純利益		715,778
法人税、住民税及び事業税	164,188	
法人税等調整額	36,586	200,775
当期純利益		515,002
非支配株主に帰属する当期純利益		9,793
親会社株主に帰属する当期純利益		505,209

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	515,732	462,073	925,672	△208	1,903,269
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	8,235	8,235			16,470
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			505,209		505,209
持分法の適用範囲の変動			17,274		17,274
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			△1,650		△1,650
当 期 変 動 額 合 計	8,235	8,235	520,832	—	537,302
当 期 末 残 高	523,967	470,308	1,446,505	△208	2,440,572

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	82,964	82,964	48,067	26,288	2,060,591
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					16,470
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					505,209
持分法の適用範囲の変動					17,274
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△94,571	△94,571	1,967	124,572	30,317
当 期 変 動 額 合 計	△94,571	△94,571	1,967	124,572	569,271
当 期 末 残 高	△11,607	△11,607	50,035	150,861	2,629,862

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社プラコレ

株式会社カヤックアキバスタジオ

株式会社鎌倉自宅葬儀社

鎌倉R不動産株式会社

ウェルプレイド株式会社

サンネット株式会社

株式会社八女流

株式会社SANKO

株式会社RIZeST

マンガデザイナーズラボ株式会社

このうち、株式会社SANKOの株式の取得により、当連結会計年度より株式会社SANKO、株式会社RIZeST及びマンガデザイナーズラボ株式会社を連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社カヤックLIVING及び株式会社QWANは当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

GULTI CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社であった株式会社Heltelは、第三者割当増資により当社の持分比率が減少したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ウェルプレイド株式会社の決算日は10月31日、株式会社SANKO及びマンガデザイナーズラボ株式会社の決算日は3月31日でありませぬ。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 4年～38年

工具、器具及び備品………… 3年～15年

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（5年～10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しています。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産及び担保に係る債務

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	618,611千円
土地	550,455千円
計	1,169,066千円

2. 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	145,800千円
長期借入金	668,200千円
計	814,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	その他	ソフトウェア	16,029千円
神奈川県鎌倉市	その他	のれん	3,166千円

当社グループは、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされる管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

上記のソフトウェアについては、当社グループ会社であるウェルプレイド株式会社が運営するメディア「WELLPLAYED JOURNAL」の事業方針の転換に伴い、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、ソフトウェアの未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、のれんについては、当社グループ会社である株式会社プラコレが事業譲受したエンレポリューション事業において当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	15,157,200	44,600	—	15,201,800

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加44,600株は、新株予約権の行使による新株の発行を行ったことによるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	164	—	—	164

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年3月25日開催の定時株主総会の議案として、以下のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 3月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	59,286	3.90	2020年 12月31日	2021年 3月26日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 340,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営の基本方針である「つくる人を増やす」を実現するために必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは事業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っています。

② 投資有価証券

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスク軽減に努めております。

③ 買掛金、未払金及び未払費用

買掛金、未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

④ 借入金

借入金は、主に事業投資や事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,513,250	2,513,250	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	1,517,539 △43,045		
	1,474,494	1,474,494	-
(3) 投資有価証券	72,985	72,985	-
資産計	4,060,729	4,060,729	-
(1) 買掛金	388,978	388,978	-
(2) 短期借入金	103,000	103,000	-
(3) 未払金	448,525	448,525	-
(4) 未払費用	230,383	230,383	-
(5) 未払法人税等	172,852	172,852	-
(6) 長期借入金(※2)	2,668,502	2,674,449	5,947
負債計	4,012,241	4,018,189	5,947

(※1) 営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	61,015
投資事業組合等への出資持分	13,095

非上場株式及び投資事業組合等への出資持分については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について69,648千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,513,250	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,517,539	-	-	-
合計	4,030,789	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	103,000	-	-	-	-	-
長期借入金	963,644	555,611	495,303	202,587	184,159	267,193
合計	1,066,644	555,611	495,303	202,587	184,159	267,193

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 159円78銭
- 1株当たり当期純利益 33円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合①

当社は、2020年11月30日付で株式会社SANKOの株式を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社SANKO

事業の内容 広告事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社SANKOは1965年の創業以来、「三方良し」の精神をもとに顧客の信頼を着実に積み重ねながら広告事業を展開しており、顧客との信頼関係を含む営業力を強みとしております。

今後、当社のクライアントワークサービス等と相互連携を行い、営業力の強化と顧客管理体制の充実を図ることで、グループ全体での競争力向上を実現するためであります。

③ 企業結合日

2020年11月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当増資の引受

⑤ 結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

75.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得により株式会社SANKOの議決権の75.0%を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年12月1日から2020年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	408,750千円
取得原価		<u>408,750千円</u>

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	700千円
------------	-------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

62,089千円

なお、上記の金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、連結計算書類作成時点において入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	596,013千円
固定資産	<u>486,811</u>
資産合計	<u>1,082,824</u>
流動負債	<u>220,576</u>
固定負債	<u>400,033</u>
負債合計	<u>620,610</u>

取得による企業結合②

当社は、2020年11月30日付で株式会社RIZeSTの株式を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社RIZeST

事業の内容 eスポーツエンターテイメント事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社RIZeSTは2011年より日本初のeスポーツ施設「e-sports SQUARE」を運営するなど、日本を代表するeスポーツ会社として、eスポーツの番組制作ならびに放送、大会・リーグ運営、プロモーションを行っております。

今後、当社グループでeスポーツ事業を行うウェルプレイド株式会社と一緒にすることで、急拡大を続けるeスポーツ市場における圧倒的なプレゼンスを確保し、eスポーツリーディングカンパニーとしてさらなる成長を実現するためであります。

③ 企業結合日

2020年11月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当増資の引受

⑤ 結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得により株式会社RIZeSTの議決権の30.0%を取得するとともに、株式会社RIZeSTの議決権の70.0%を所有する株式会社SANKOの議決権の75.0%を株式取得により取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年12月1日から2020年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	60,000千円
取得原価		<u>60,000千円</u>

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	－千円
------------	-----

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

197,227千円

なお、上記の金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、連結計算書類作成時点において入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	190,055千円
固定資産	<u>55,440</u>
資産合計	<u>245,496</u>
流動負債	<u>63,343</u>
固定負債	<u>179,379</u>
負債合計	<u>242,723</u>

連結子会社の吸収合併

当社は、2020年7月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社カヤックLIVING及び株式会社QWANを吸収合併することを決議し、2020年9月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社カヤックLIVING
事業の内容	住まいと地域に関する面白クリエイティブ事業
結合当事企業の名称	株式会社QWAN
事業の内容	コミュニティ活性化事業

② 企業結合日

2020年9月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社カヤックLIVING及び株式会社QWANは合併により消滅いたしました。

④ 企業結合の目的

地域資本主義の考え方に即した事業を展開する株式会社カヤックLIVING及び株式会社QWANを当社に吸収合併し、分散していた経営資源・知見を集約することで事業成長を加速させるとともに、グループ全体としての効率的な事業運営を進めるためであります。

(2) 実施した会計処理の概要

本合併は「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,695,252	流 動 負 債	1,709,031
現金及び預金	1,282,443	買掛金	212,085
受取手形	14,080	1年内返済予定の長期借入金	596,796
売掛金	1,223,886	未払金	311,815
仕掛品	93,367	未払費用	188,458
前払費用	36,695	未払法人税等	159,289
関係会社短期貸付金	36,000	前受金	40,988
その他の	50,225	預り金	36,505
貸倒引当金	△41,445	その他	163,092
固 定 資 産	3,035,437	固 定 負 債	1,328,086
有 形 固 定 資 産	1,440,604	長期借入金	1,301,639
建物	895,489	その他	26,447
構築物	21,818		
工具、器具及び備品	228,452		
その他	6,681		
減価償却累計額	△295,923		
土地	584,087		
無 形 固 定 資 産	170,264	負 債 合 計	3,037,117
借地権	70,773	純 資 産 の 部	
商標権	157	株 主 資 本	2,655,756
ソフトウェア	98,063	資本金	523,967
その他	1,269	資本剰余金	463,967
投資その他資産	1,424,568	資本準備金	463,967
投資有価証券	109,716	利益剰余金	1,668,029
関係会社株式	827,350	その他利益剰余金	1,668,029
関係会社長期貸付金	329,000	繰越利益剰余金	1,668,029
長期前払費用	844	自己株式	△208
繰延税金資産	137,921	評価・換算差額等	△12,219
その他	25,130	その他有価証券評価差額金	△12,219
貸倒引当金	△5,394	新 株 予 約 権	50,035
資 産 合 計	5,730,690	純 資 産 合 計	2,693,572
		負債・純資産合計	5,730,690

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,851,822
売上原価		3,597,496
売上総利益		3,254,326
販売費及び一般管理費		2,512,902
営業利益		741,424
営業外収益		
受取利息	2,390	
受取配当金	204	
助成金収入	330	
投資有価証券売却益	2,100	
新株予約権戻入益	3,284	
その他	1,003	9,312
営業外費用		
支払利息	4,944	
為替差損	27,132	
その他	976	33,053
経常利益		717,683
特別利益		
固定資産売却益	61,096	
抱合せ株式消滅差益	19,789	
その他	4,792	85,678
特別損失		
投資有価証券評価損	82,298	
債権放棄損	280,000	
その他	3,056	365,354
税引前当期純利益		438,007
法人税、住民税及び事業税		145,167
法人税等調整額		12,979
当期純利益		279,859

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	515,732	455,732	455,732	1,388,169	1,388,169	△208	2,359,426
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	8,235	8,235	8,235				16,470
当 期 純 利 益				279,859	279,859		279,859
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	8,235	8,235	8,235	279,859	279,859	-	296,329
当 期 末 残 高	523,967	463,967	463,967	1,668,029	1,668,029	△208	2,655,756

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	82,964	82,964	48,067	2,490,459
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				16,470
当 期 純 利 益				279,859
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△95,183	△95,183	1,967	△93,216
当 期 変 動 額 合 計	△95,183	△95,183	1,967	203,113
当 期 末 残 高	△12,219	△12,219	50,035	2,693,572

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物……………4年～38年
 - 構築物……………15年
 - 工具、器具及び備品……3年～15年
- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）は次のとおりであります。

短期金銭債権	72,462千円
長期金銭債権	14,394千円
短期金銭債務	7,762千円
長期金銭債務	550千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	606,840千円
構築物	11,771千円
土地	550,455千円
計	1,169,066千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	145,800千円
長期借入金	668,200千円
計	814,000千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

ウェルプレイド（株）	134,708千円
（株）カヤックアキバスタジオ	137,502千円
計	272,210千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上 265,793千円

売上原価 133,790千円

販売費及び一般管理費 12,004千円

営業取引以外の取引高 2,347千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	164	—	—	164

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
未払事業税	10,918
未払金	18,220
繰越欠損金	8,897
ソフトウェア償却超過額	49,311
前受金	4,885
株式報酬費用	9,615
投資有価証券評価損	52,936
その他	36,674
繰延税金資産小計	191,460
評価性引当額	△58,852
繰延税金資産合計	132,607
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△5,314
繰延税金負債合計	△5,314
繰延税金資産（純額）	137,921

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)プラコレ	(所有) 直接55.0	役員の兼任 役務の提供	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	24,000
						関係会社 長期貸付金	206,000
				利息の受取 (注1)	1,149	その他 流動資産	3,970
子会社	ウェルプレイド(株)	(所有) 直接62.4	役員の兼任 役務の提供	債務保証 (注2)	-	-	134,708
子会社	(株)カヤックアキバスタジオ	(所有) 直接100.0	役員の兼任 役務の提供	債務保証 (注2)	-	-	137,502

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 金融機関の借入に対して保証をしております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 173円90銭
- 1株当たり当期純利益 18円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

連結注記表に記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社カヤック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カヤックの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カヤック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社カヤック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カヤックの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

株式会社カヤック 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部 由里 ㊟

監査等委員 北川 徹 ㊟

監査等委員 中村 隆夫 ㊟

(注) 監査等委員 北川徹及び中村隆夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、株主の皆様との長期的な関係を築くためにも少額ではございますが、第16期の期末配当につきましては、1株当たり3円90銭で実施したく存じます。

なお、今後も引き続き成長を持続させ、企業価値向上を実現するべく内部留保の充実を図る方針ですが、様々な形での株主の皆様への利益還元を継続的に検討していく方針であります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 3円90銭
総額 59,286,380円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やなざわ だいすけ 柳澤大輔 (1974年2月19日生)	1996年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント入社 1998年8月 (資)カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2015年9月 (株)テー・オー・ダブリュー 社外取締役就任 (現任) 2015年11月 (株)プラコレ 取締役就任 (現任) 2016年3月 クックパッド(株) 社外取締役就任 (現任) 2017年5月 稲村ガ崎三丁目不動産(株) (現鎌倉R不動産(株)) 取締役就任 (現任) 2017年6月 ウェルプレイド(株) 取締役就任 (現任) 2019年10月 INCLUSIVE(株) 社外取締役就任 (現任)	3,966,400株
2	かいはた まさのり 貝畑政徳 (1974年2月2日生)	1998年8月 (資)カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2016年3月 (株)ガルチ (現 (株)カヤックアキバスタジオ) 取締役就任 2018年3月 (株)ガルチ (現 (株)カヤックアキバスタジオ) 代表取締役就任 (現任)	3,420,000株

3	くばとちよし 久場智喜 (1971年2月14日生)	1998年8月 (資)カヤック設立 無限責任社員 2005年1月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2020年11月 (株)SANKO 取締役就任 (現任)	3,420,000株
4	ふじかわこうじ 藤川綱司 (1978年8月20日生)	2001年4月 東京信用金庫入庫 2005年4月 当社入社 2013年7月 当社管理本部長 2013年9月 当社取締役就任 (現任) 2018年3月 (株)鎌倉自宅葬儀社 代表取締役就任 (現任)	0株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> もりかわてつじ 森川徹治 (1966年2月23日生)	1990年4月 プライスウォーターハウスコンサルティング(株)入社 1997年5月 (株)ディーバ (現 (株)アバン) 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2011年3月 当社社外取締役就任 2013年10月 (株)ディーバ 代表取締役就任 (現任) 2013年10月 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO就任 (現任) 2017年3月 当社社外取締役就任 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> たかおか み お 緒 高岡美緒 (1979年5月3日生)	1999年7月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 2002年7月 モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株))入社 2006年3月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社 2009年1月 マネックスグループ(株)入社 2014年2月 マネックスグループ(株)執行役員 新事業企画室長 2014年5月 マネックスベンチャーズ(株)取締役就任 2017年9月 (株)メディカルノート入社 2017年9月 Arbor Ventures パートナー 2018年3月 (株)メディカルノート 取締役就任 2020年12月 (株)セプテーニ・ホールディングス 社外取締役就任(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森川徹治氏及び高岡美緒氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森川徹治氏の社外取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 森川徹治氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案が承認された場合、森川徹治及び高岡美緒の両氏は、独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 森川徹治氏は、上場企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を引き続き行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 高岡美緒氏は、金融業界及びベンチャー投資における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の今後の発展及び経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社と森川徹治氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本総会において再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
7. 当社と高岡美緒氏とは、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の員数・職位を基準として割り当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

1. Stock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式75,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の

うち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権の総数

75,000個を上限とする。そのうち、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与する個数は15,000個を上限とする（新株予約権1個につき普通株式1株、但し、前記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりである。

当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使

価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

2024年1月1日から2028年12月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。
- ② 上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③ 上記①及び②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記②及び③に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認

めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - イ. 2024年1月1日から2024年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 2025年1月1日から2025年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 2026年1月1日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ⑥ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と本新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間
前記(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする

以 上

(× 毛 欄)

A series of horizontal dashed lines for writing.

(× 毛 欄)

A series of horizontal dashed lines for writing.

(× 毛 欄)

A series of horizontal dashed lines for writing.

